

田丸 398
「時代を証するもの」
「新時代」から止める

「天竺」
「改訂」
「大賀島の金印10」中
「埋もれた金印」
「藤岡金大98」

289^D-4/9

788^D-3/3
15

788^D-3/2
12

「埋もれた金印」98^D

「ところてん」
775^D-1/3
817^D-1/2

H30.1.28
498

と、
「溝をなおすために掘っていくうち、大
な石にぶちあたった。二人がかりで石をとり
あげると、三つの石がとり囲んでいて、箱の
ようであつた。そのなかで金印が発見され、水
た
という。(以下「埋もれた金印」藤岡生大
岩波新書、九八頁参照)
現在、記念碑がたつているところは、
また、つまさき登りの道がついている狭い区画の段々
畑への入口で、その畑や周囲の樹木の茂みから
流水落ちる水が溜る場所となっている。排水をよ
く
ておかないと、畑へ登りにくい。箱のようだった
岸へも降りづらい。
「大石の下に、三個の石が囲んでいて、云々
という記事をもとに、口支石墓凸ではないか
という説もあったが、場所が低いところだが
支石墓とみることは無理であ

→ 839

789^D-5/9
789^D-9/9

687
どうもせいた
大賀島の金印5P

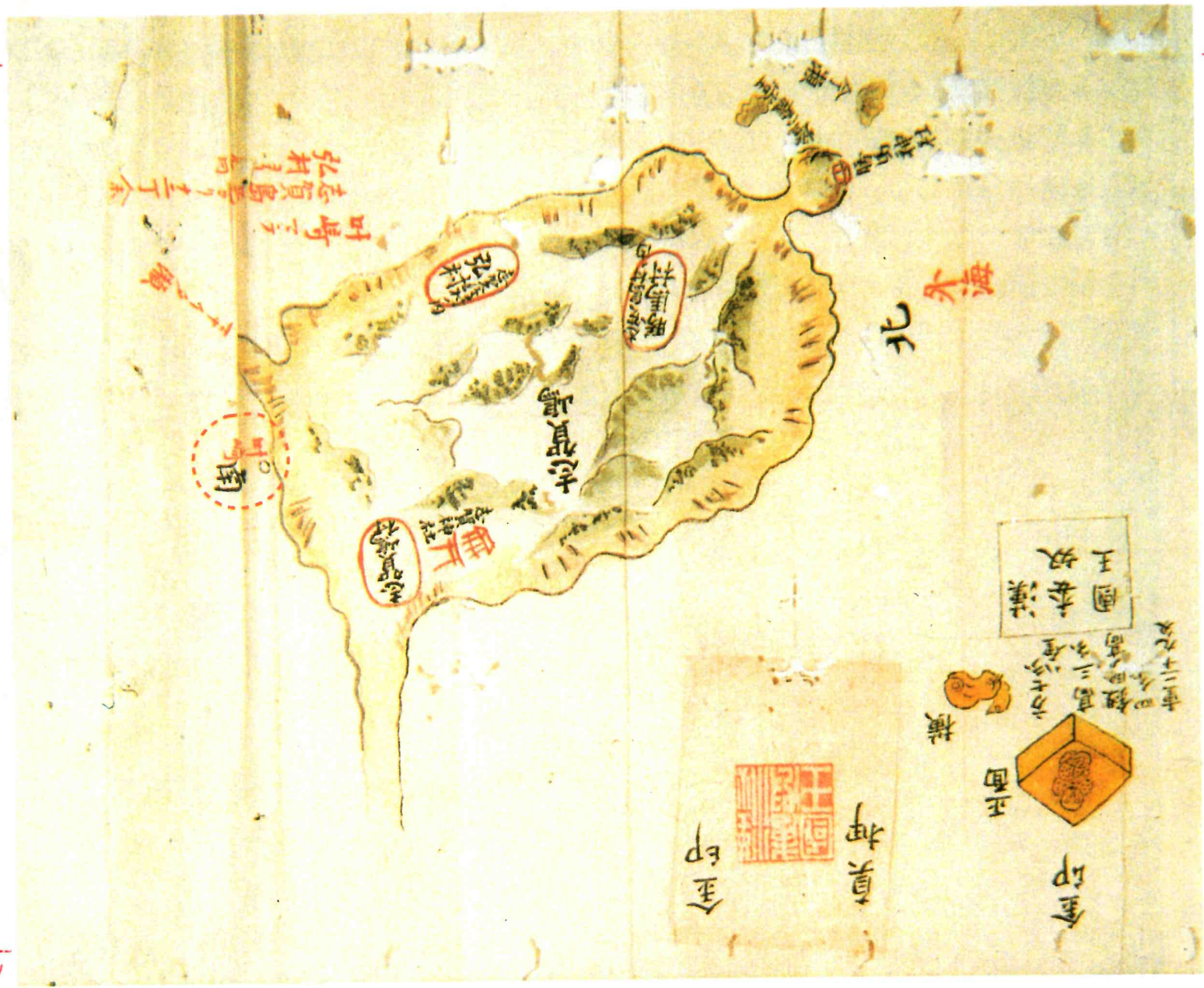
687

・カラー
 ・右頁の右上に、大きく
 はみ出し掲載下さい。

↑
 下

(上)

↑
 下



789^P - 5/9

789^P - 5/6

1409 第20図 志賀島が描いた『志賀島』の図

1209

130.1.28

志賀島から出土した金印を、いち早く正確に鑑定した亀井南冥は、その様子を自ら図に残した。中でも注目されるのが発見場所の書きこみ。図の左端のところ（点線の丸囲みの部分）に「南 叶崎」と記し、その中に「叶崎」を金印出土地と確信していた。

1309

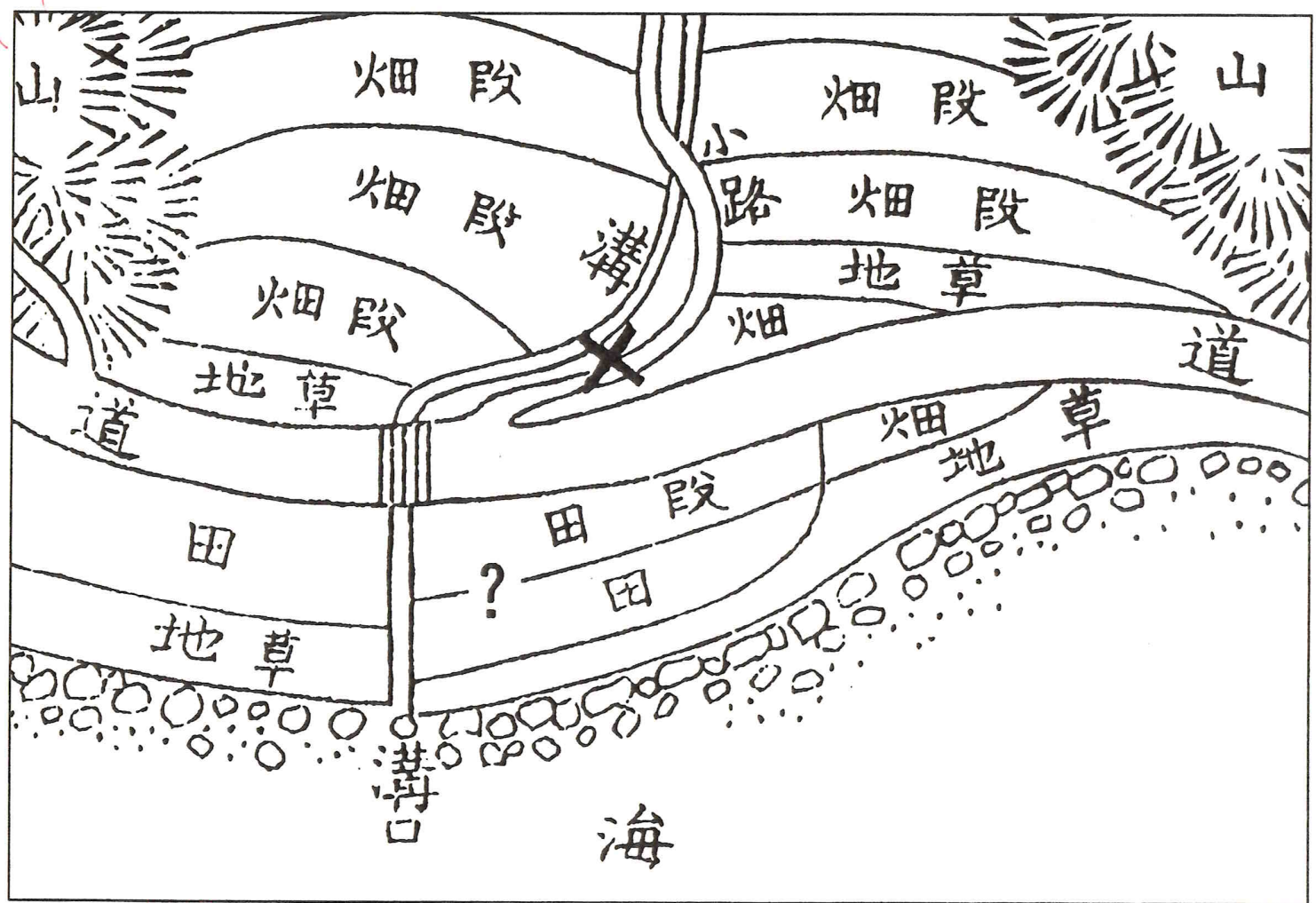
『志賀島の金印』岡本顕實、柴光印刷(株)、見開き参照。

7
・右頁右下に、
はみだに大主
掲載下す

01430.1.28
婦人送付

789^p 7/9

杵マ



中山博士が推定した金印出土地。初め、×印（現在の金印碑のあたり）を考えたが、あとで道路下の？印の所とした。

辛次郎

新(2) 125P 未4行 なかやまハナコ

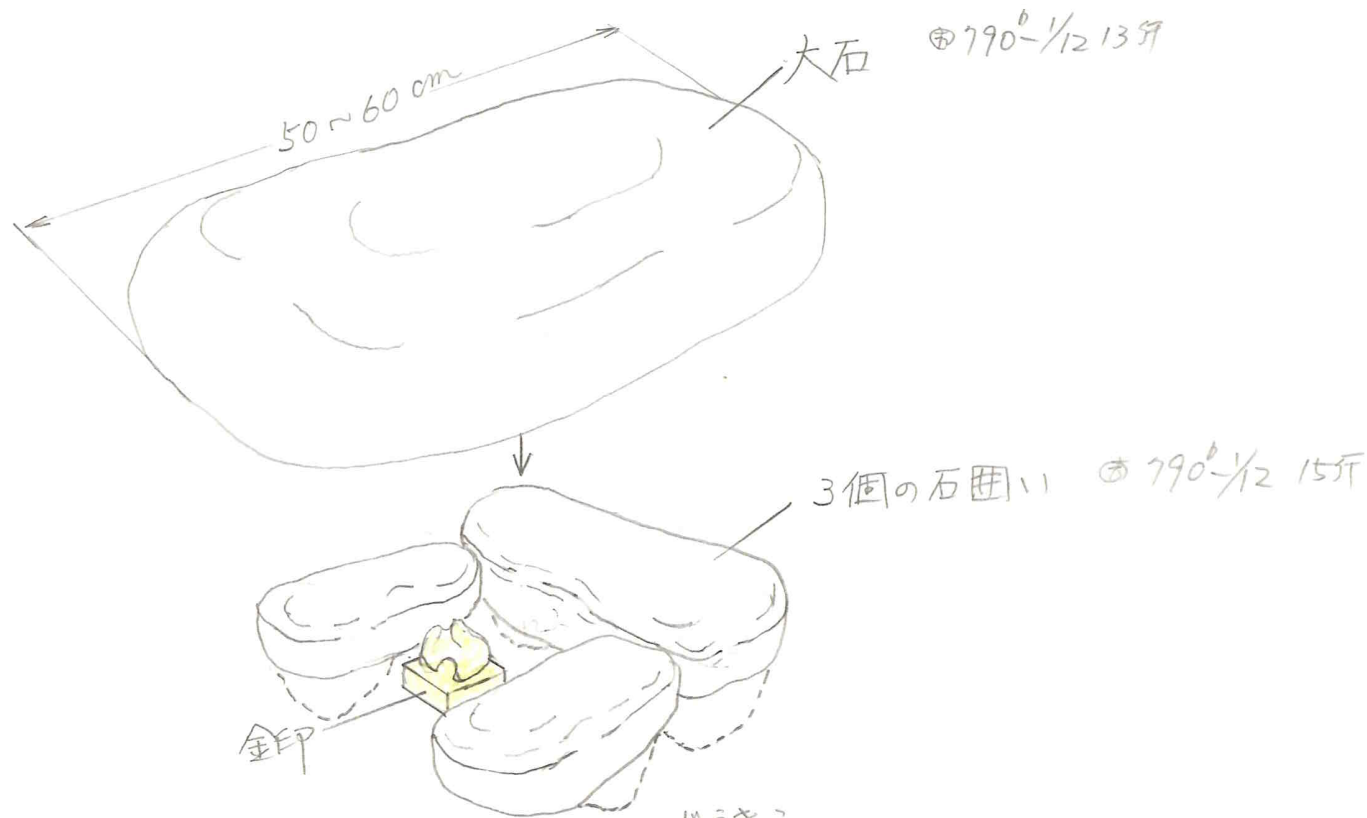
第222図 志賀島の金印出土地 690^p
『志賀島の金印』岡本顕實、栄光印刷(株)、5頁参照。

430, 1, 28 45 15分

- ・右頁、左下に
掲載下さい。
- ・太い線でトレスして下さい。

789⁷-8/9

789⁸-9/9 は金印 碑



789⁷-4/9 75分

1426

第223図 志賀島金印^{しかのほきんいん}の隠匿状況^{いんとくほうきょう}想像図

- ・「ふたり
二人がかりで石をとりあげると、三つの石がとり囲んでいて、箱のようだった」というのだから、二人で
動かせる大きさの石の下の「石囲い」は、そんなに大きなものではなかったであろう。

上(1/4)

・カウー

・左頁右上(1/4)

左が字表長

に配置して下さい。

789^p-9/9

1430.1.28
姉A送付

1409

1309



692

『金印のかた』大谷光男、西田図書館コンサント協会、昭和54年11月3日発行、表紙参照。

↑
692に「発見」とも
火

想真図版 188 志賀島発見金印碑（発光碑ともいう）→ 志賀島発見金印碑

てごう 手頃 1525^P 潰す 1496^P

⑦788 2/3 あれた大石 隠 1790^P 1/14

ゆえに 故 2251^P

いんとう 隠匿 168^P
埋めた金印 報 隠蔽 186^P 9/9

⑧ 855^P

1430.1.28
手頃1525

ろう。九州帝国大学教授（八七—一九五六）
・石棺の形を単なる箱状のかこみの石と
考え、かつて中山平次郎が推測した^⑧隠匿^⑧
説の線で、この箱状のかこみ石を考察する
のが妥当なのではないかと思う。
と藤智生大氏はいう。

この物語において、金印を大石の下に隠したの
故あって、
ろう。

と考えた。
さらにあえていえるは、
へ大石の下に出来ていた隙間に金印を押し
込んで隠した。
というわけではなく、
を置いて隠したのかも知れない。（第223回参照）
■そんなにも慌しい時であつたとはいえず、後
人達は、金印が大きな石の重量によつて潰さ
れないように気を配り、
（1）先ず、三個の手頃な石で囲いを作った。

志賀島の金印 10^P

気を取り直して 189.5/19斤
H30(2018)1.19(金)~1.23(5回)

正

H30.1.28
姉へ送付

繊細な

(*)

ヒコウカ
788P
790P

790P 2/14

2531P

急場

396P

2240P

2002P

この石田の中に金印を置いた。
(2) そのうち、二人がかりでようやく持てるほどの大きな石を、その上に乗せた、
急場
という行なうたのではなからうか。
なにより、金印は柔らかくて変形しやすいからである。
・ いかも、その金印は、後漢と倭国との強い絆を示す、極めて重要なものだったに相違ない。その雨軍のたて、その後、あたり一帯を幾度となく探しまわっても、必死になつて大石をひっくり返してみても、金印を隠した場所が分からなかった。倭人達は、どんなにか失望したものであろう。探さぬ、
(*)
何かしとあれば、石田があったからこそ、甚兵衛らが、大石を動かした際、金印が傷ついたり変形したり、
繊細な
心配りか、感じられる。
と、推察される。

この部分の
厚さ印は、
50頁、厚さ「後ろ」に有

小林末
1R=23.04cm
寸=2,304cm

後漢
①434 1R=23.04cm
寸=2,304cm

790-8/14
①434 1R=23.04cm
寸=2,304cm

1063
日本のはじまり 福岡藩 1359P
女王の出現 181P
790-5/12

459
1063
790-5/12

志賀島から出土した金印の解説

志賀島で発見された金印は、一辺二・三

四七、厚さ〇・八、あまりの正方形の印で、

上部には蛇なのか獣なのか見わけにくい形をした鈕

つまみがあり、全体の高さ約二・三、重

さは約一〇ハツである。

この方二・三四七、という印面の大きさは、後

漢のものさしではかれば、ほぼ方一寸に相当する。

(漢篆ともいう)

また、印面の文字は隸書体で、「漢委奴国

王」の五字が三行にわけて彫刻してある。写真図版191参照

すなわち、第一行には「漢」の一字を長く配置し

第二行と第三行には、各二字ずつをおさめて

いる。文字はたいやうな面に太い線で彫り

紙の上に押すと白ぬきになる。

女王国の出現 小林行雄、文英堂、一八一

頁。日本の歴史 (1) 日本のはじまり、読売新聞社、一三頁

漢委奴国王」と読みとつた福岡藩 亀井南冥

一七四三(一八一四)は、「委奴国」について

志賀島
金印

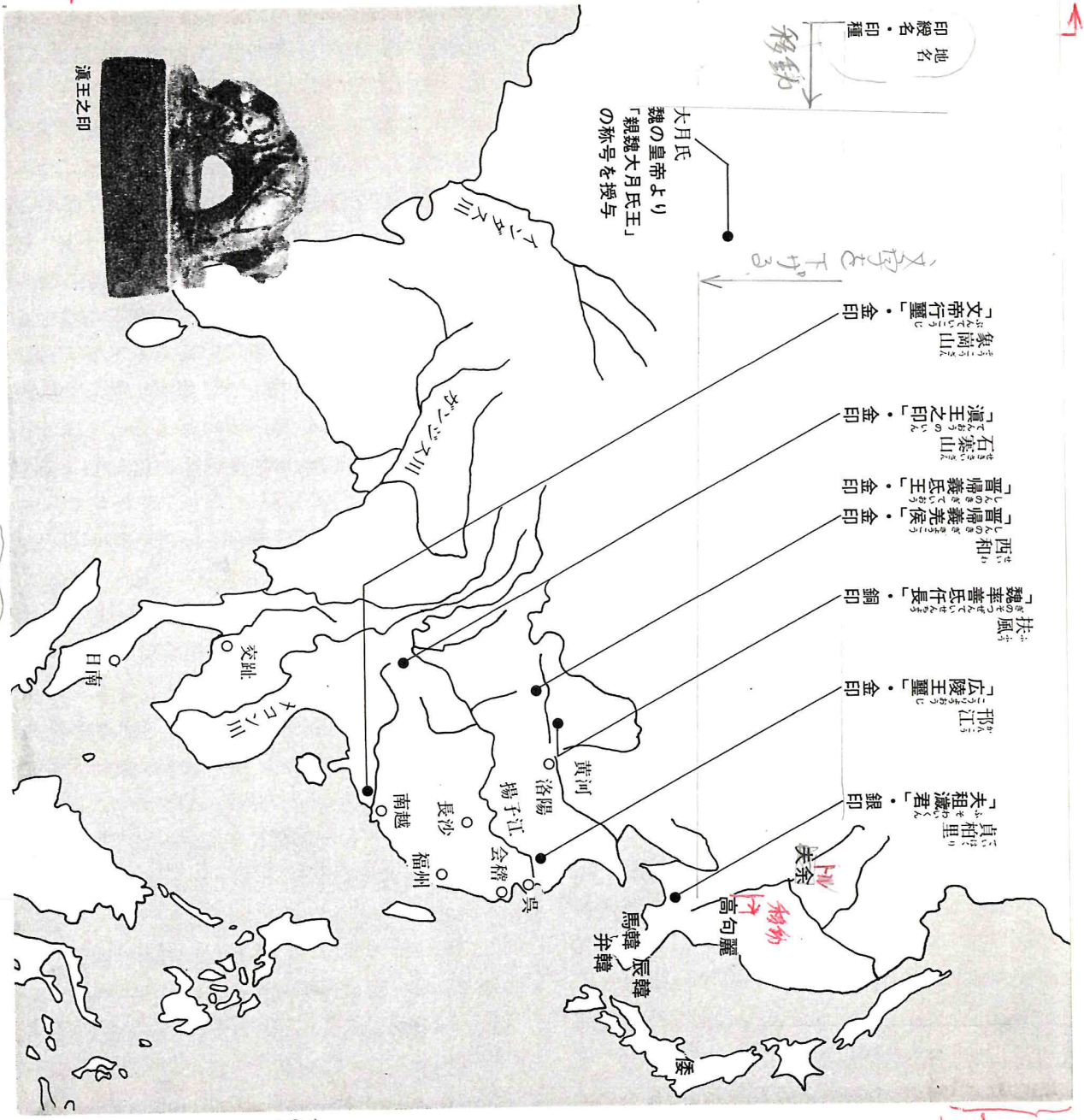
西学館所(館名を甘棠館という)の館長

右頁に限定一杯大きく掲載。
 現在文字が小さい。もっと大きくして下さい。

上も通宜カ？

地名・印種
 移動

大月氏
 魏の皇帝より
 「親魏大月氏王」
 の称号を授与



漢王之印

790^p - 4/14

696

1309 第24図 中国の王朝が授与した『印』
 『最新中国通史』
 89頁参照

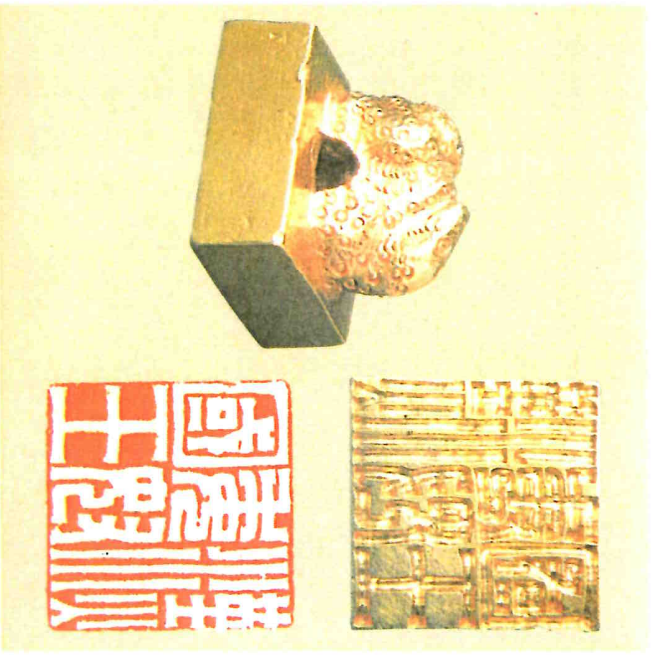
H30.1.28
 好い

・カリー
・左面に限後一杯大きく。
上下にはみえさせ下さい。

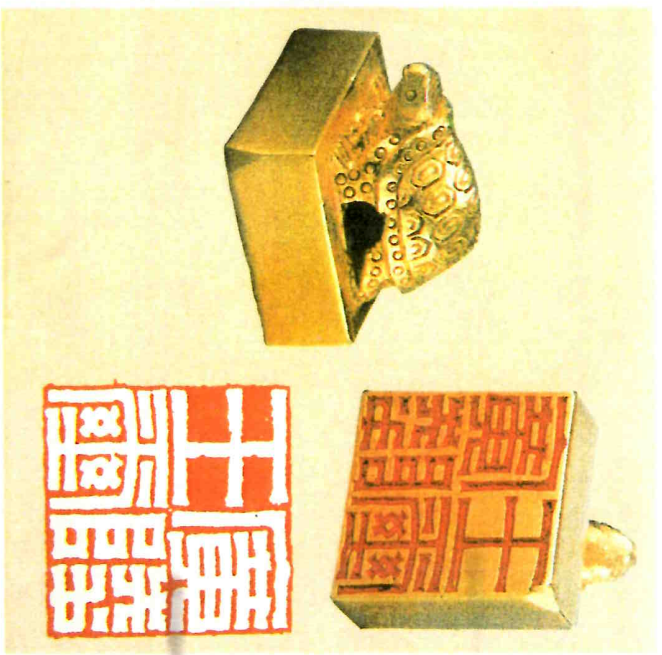
④ 191¹ 1/4



1404
『志賀島の金印』
元前109年(紀元前109年)前漢が滇国(雲南省)を攻め、滇王は国をあげて入貢を請い、許された。蛇鈕(蛇の頭の形)の金印である。
一辺長が2.4cm。蛇鈕(蛇の頭の形)の金印である。



1406
『志賀島の金印』
元前109年(紀元前109年)前漢が滇国(雲南省)を攻め、滇王は国をあげて入貢を請い、許された。蛇鈕(蛇の頭の形)の金印である。
一辺長が2.4cm。蛇鈕(蛇の頭の形)の金印である。



1404
『志賀島の金印』
元前109年(紀元前109年)前漢が滇国(雲南省)を攻め、滇王は国をあげて入貢を請い、許された。蛇鈕(蛇の頭の形)の金印である。
一辺長が2.4cm。蛇鈕(蛇の頭の形)の金印である。

H30.1.28 婦人 送付

790¹ 5/14

「廣陵王璽」(こうりやうおうてい)。廣陵王は後漢の光武帝の子で、廣陵郡(今の江蘇省)を治めた。この印は志賀島の印の翌年に作られた。一辺長2.3cm。

・ラフ
・右頁の上半分。限度一杯大きく掲載下さい。

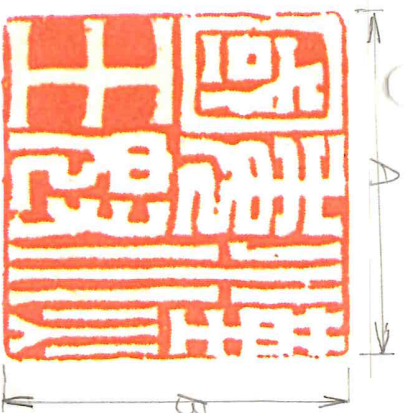
一辺2.347cmの原寸大に印刷して下さい。
(※林・印影・文字全部縮小する)

「漢委奴国王」金印

材質	金
造り	鋳造
総高	2.236cm
鈕高	1.312cm
辺長	平均2.347cm (漢代の一寸に一致)
質量	108.729g
体積	6.062cm ³
比重	17.94



印影
(原寸大)



A Bの寸法は、このように

成分

平成元年9月、蛍光X線分析を行った結果、
金95%、銀4.5%、銅0.5±0.5%と材質の
新事実がわかった。やはり、中国産の金成分 (砂金?) だった。

1466 写真図版 191 志賀島出土の「漢委奴国王」金印

1366 志賀島の金印 岡本顕實、栄光印刷(株)、見開き参照。

行の数をへらす 869

790P-6/14

横書きにしておいて下さい。

1266 金印に刻まれている「五文字の書体は、

俗に...

130.1.28
H30.1.28

(1) 金印に刻まれている「五文字の書体は俗に漢篆と呼ばれ、漢代の官印や私印に用いられた書体の一種で、品のよい書体として尊ばれていた。しかもこの金印の文字は、後漢代の代表的な書体として多くの書物に引用されてお

(2) 篆刻家の小林庸浩氏は、漢印の知識のあるものであればこの印が後世の模造品であるという説を樹てるものはいないはずであると述べている(「漢代官印私見」『東洋学報』五〇巻三号)。

(1) 鈕は、蛇カマとくさすをまいているところをうつしている。蛇身に刻線(あたま)を彫り、頭さう(なな)に曲が(お)尾は巻いて右側方に垂れる。頭部に二つの目を刻み、身体全体に(なな)魚子状の鱗(うろこ)が有る。魚子の数は、100個を下らない。

金印の「かたじけなく」大谷光男、西日本図書館コンサシアナト協会、43頁、58頁参照。

カラー
左頁全面に大きく
掲載下さい。
背景のヨコシをH1V。(背景全部を白色に17%結構です)

金印

真贋論争



国宝金印
福岡市
博物館蔵

「百姓蓋兵衛口上書」によれば、天明4(1784)年、現在の福岡市東区の志賀島で水田の溝の修理中に出土したと伝わる。「漢委奴国王」の5文字を知む。中国の史書「後漢書」記載の、建武中元2(紀元57)年に光武帝が倭奴国の使いに与えた印とされる

真印派

文字の特徴

製作年代を絞り込むには文字の特徴を調べるのが有効で、5文字は後漢初期の特徴をそなえている。へび形の鈕(つまみ)の時代的な変化とも整合する



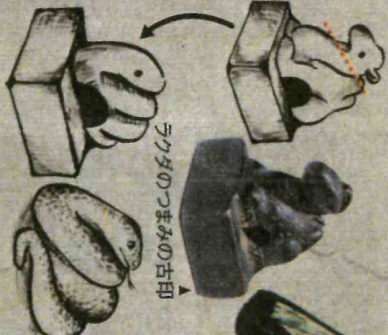
偽印派

文字の特徴

金印の文字には端に向かつて太くなる傾向がある。中国なら明・清以降、日本なら江戸期以降の表現で、漢代までさかのほらない

鈕の形

へび鈕がもとどラクダだとすれば、漢代の鈕に開けられた穴の形の内部観察でも、他の古印と共通点がある



出土状況

発見の経緯が不自然で、出土状況がいまい
亀井南冥が記した「金印井」



使われた道具

真印説の根拠に「広陵王璽」印との類似が言われてきたが、漢の彫り方や使用した道具などは違っている。太い文字で印面いっぱい埋めようとする意図が見え、これは中国古印に感じられない

金印、ラクダのつまみの古印、「金印井」は福岡市博物館提供

素材

国宝金印の金含有率は約95%で、後漢代の他の資料と比較しても矛盾はない



クラフバウ田中 和

790^p - 7/14

H30.1.28
始入送付

13a4

14a4

写真図版192 金印真贋論争

『朝日新聞』平成29年10月22日「国宝「金印」は本物?」参照。

ひがしに
私小林710
かに
恐し
え
404
(愛)

研究史料50D32
紀上258
紀上258

790^P-3/8/14

天つぎ
改訂

ア17

奴
カニ536
又ト

カニ
2430

「委奴・倭奴・伊都・怡土皆音通なり」と述べる「委奴国」を魏志倭人伝中の「伊都国」此即ち筑前国怡土郡也」と解した。

そして藤貞幹は「日本」俗に倭奴国を此国の古名とするは非なり」と論述し「福岡藩の学者達の説をしりぞけた。

また、金印が発見された年、雨月物語などの著作で知られる上田秋成「一七三四」

一ハ〇九「漢委奴国王金印考」を書いた。今筑紫の里名にて、魏志に云ふ伊都国是

小也」と主張した。伊都都比古といふ者が「吾は是の国の王なり」と言った。

ということが記述されている。この伊都都比古が、ひがしに漢と通交して封を請い、印綬を

帯びて来たのであろうとし、皇命を恐るのみながら、私に漢朝にも通交して、二心を抱ける者の所為なるべし

(ふるま)

790^P 48 10/14

2230^P 2262^P やまかたばんと 2230^P 解法 前頁3行 後頁2行

と解いた。研究史和馬台国佐伯有清、吉川弘文館、三三三頁参照
このように、倭奴国を魏志に倭人伝中にみ
える伊都国とし、伊都県主が漢と通交してい
たとする説が、藤貞幹・上田秋成の両名によ
って、最初に提起されたのだった。
以後、山片蟠桃（一七四八—一八二一）の
口夢の代（享和二年（一八一八））をはいめ
倭奴国を倭奴国とし、それを伊都国（筑前国
怡土郡）に比定するのが大勢を占め、伊都県
主が、私的に漢と通交して授けられた印とみ
なすのが通説になった感さえある。（「研究
史和馬台国」佐伯有清、吉川弘文館、五二
三三頁参照）
さらには又、倭奴国を熊襲とする説がある。
江戸の青山に居住していた紀州藩士井田敬
（生没年不詳）は、天明四年（一八二四）に
後漢金印論を執筆した。そしてこの考説をふくめて翌五
年、日 後漢金印図章を刊行した。
井田敬は、今皇邦は神聖にして、（倭奴
国と）名づくる所にあらず。今は取らず」と

い、金印は、熊襲の王が漢と通交して受け
たものであると解した。

・後漢書倭伝に、建武中元二年、倭の奴国
奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極

南界なり。云々」とあるので、倭国の
南にある熊襲が後漢に朝貢した、と解釈した

のである。〔研究史邪馬台国〕佐伯有清、
吉川弘文館、三三二頁参照

歴史学者・教育家 八六〇〜一九二九

■ こうした諸説からやや遅れて、明治二十五
年、三宅米吉は、この金印の文字を、
倭の奴の国の王と読んだ。

・委は倭人や倭国の倭のことで、日本の意味
であり、奴は古代の難県、那津、後の那珂郡

のナであろう。しかも「後漢書」に、倭の奴
国が奉貢朝賀し、そのとき光武帝から印綬を

賜わったことがいさる。志賀島出土
の金印は、すなわち、このときに奴国王が

らったものであろう、というのである。

12/5 189 P-6/6
14/5 801 P

790-



12
14

考 考

89
50 /

6

參照

出現
L 小林行雄、文英堂、一八二乙一八三頁

「まり、読売新聞社、一一四頁。〇 下女王国の

か注目される。

(1) 日本
の歴史
に
(1) 日本
のは

湾内に出入する船を監視する位置にあること

半円形にひらいた博多湾の中心点にあつて、

そういわれてみると、金印がたまたま賀島は

(Handwritten notes in red ink, partially obscured by a vertical line)

と
こ
う
か
他
方、
こ
の
金
印
を
使
仕
物
あ
つ
か
い

たなう きん にせ

[illegible][illegible][illegible][illegible]

参 照

[illegible]

出現
小林
行雄、
文英
堂、
一八
二乙
一八
三頁

「まり、読売新聞社、一一四頁。〇 下女王国の

か
ろ
自
々
ゆ
ゑ
の

一
日
本
の
歴
史
に
し
て
日
本
の
は

ちゅうもん

出 入 寸 子 船 監 視 寸 子 位 置 仁 有 る ニ と

半円形にひらいた博多湾の中心点にあつて、

ぼん　　や
 えん　　う
 かい　　い
 け　　い
 け　　い
 下　　み
 　　る
 　　と
 金　　金
 印　　印
 か　　か
 て　　て
 た　　た
 夫　　夫
 實　　實
 に　　に

[illegible]

日本の「史」読む115P
※ 反証を挙げる
→ これは偽作説でないので、
（ ）内に入れる。

790P-13/14

造ではないこと、はじめて漢の字を加えてい

る。この「な」をあげてみる。

* もつとも類品の少ない物だけに反証を

あげかねるが、そういった不審な用字法である

というところが、かえって、江戸期の偽作で

はない。証明であるとする説もある。

また、福岡藩がなにか特殊な目的をもって

金印を新造し、甚兵衛の口上書その他までも

手人ものらしく作りあげたとする説がある。

また、一世紀のむかしに、奴国王が、漢人

に依頼して作らせた私印であるとの説まであ

る。(「女王国の出現」小林行雄、文英堂、

一八二頁。「日本の歴史」(1)日本のほにまり、

読売新聞社、一一四―一一五頁参照)

更に、また、

へ委奴国が、魏志倭人伝中の「伊都国」や

「奴国」であったとは考えにくい。

とする説がある。

伊都国(怡土郡)であつた、奴国(那珂郡)あ

る。

790^P

8/14/14

その他は 一 等々
金印 7P

天つき
改行

791^P

たりの国であれ、日本1357の統治下にある一
国王でありながら、あたかも日漢1331・日倭
二者の君主につかえるかのように、このよう
な印をもらって、漢の属領1331のような待遇にあ
まんじた筈が、ない」というのである。(「日
本の歴史」(1)日本のほどもり、読売新聞社、
一四頁参照)

二、この他にも、実にさまざまの数の説がある

って、まさに邪馬台国の比定地論争にも負け
ないにせよ、かきさだめ(「志賀島の金印」
岡本顕實、栄光印刷(株)七頁参照)

(*)

H30(2018)12.11(水)-12.12(3回)
令和元(2019)5.12(日)~5.12(3回)
令和2(2020)8.16(日)~8.17(4回)
前漢7代武帝前109年

タカ1368°
漢字 新聞紙抜き 黄色 3/5あたり「金印」のとき

陰刻の「広陵王廟玉」(南京市の北東、江蘇省邗江县の墳墓から出土)参照

この金印は、
純金製であり、
印文が周りにみであらわされており、
いつまりが蛇の形(蛇鈕)であって「
(三)中国の正史に、付与の(二)が記載された印
であると考えられる、
なるといった諸点から、我が国の志賀島出土
の金印との一致がみられる。
とりわけ、志賀島の金印と同様の蛇形のつ
まみの金印が出土したことによって、
我が国金印の一層の信憑性の有力な傍証とな
った。
出土の鏡六面は、全て前漢の中・後期のも
のであった。
という「朝日新聞」昭和五十五年三月三日
付へもう一つの金印・「漢王元印」の出土地

「因みに述べると、
中国雲南省の省都昆明に近
く、一九五七年「
石寨山遺跡から、
多数の青銅器類とともに、
燦然と輝く金印「漢王元印」が出土した。

(第224図) 写真版 188 参照

3ノホシム和馬6回28「黄幢は甲族のことである」
女王口の実現1科5回208「きいうのはた黄幢」とある。
②158

792

手軽
手帳

⑤580.583 713.671
⑦781-73
⑧798
⑨1.693

夫武は
57年2月崩
後漢書
①-50.52

随代に日本

我が国

魏書 51 9

魏書 53

魏書 53

魏(曹魏)の時代の黄色の軍旗

後漢から使者
重後するが
後漢書倭伝には、
建武中元二年(五十七)、倭の奴国、奉貢
朝賀す。使人自ら大夫と稱す。倭国の極南界
なり。光武(後漢初代の天子、後五年即位、後五
十七年二月崩)賜うに印綬を以てす。
と簡潔に記されてゐる。(既述)
その口印綬は、いったいどのようなように倭
奴国の王に下賜されたのだろうか。
特段の手順も踏まず、ごく気軽に、
後漢へ遣わされた倭国の大夫が、口印綬を
自ら持ち帰った。
などとは、考えにくそうである。

後代(我が国)が朝貢を行なったその返礼として
非常に煩雑であり、後代のことながら、
中国の天子の詔により、重々しく使者が遣わ
され、倭国に「詔書」「印綬」「黄幢」

23行
 12行
 隋^{すい}からの^し国^{こく}書^{しよ}
 な^りと^かか
 2189P

魏の景初三年

親魏倭王と爲り金印紫
綬を賜ふ。なまきんい
しんぎぬおつ。

四〇）
魏国

この末尾の部

4

1

£

100

19^P 1437

① 14

9

70

五

5

< 20

$x - 20 \quad 20 >$

コクヨ

ニ口志(答)1-243
女王口の出現 290, 298
魏太後 52
魏太後 50

さうと ① 795-7/3 8行
② 795-1/3 299
794 P-1/2

三国史(答)2-590
3ヶ所皆が句とある

難升米の「升」は「登」と同く「ト」と訓む。「米」は「ミ」とも訓める(後述)
この物語では「難升米」を「中臣」のことと解したい。従って詳述

魏の正始六年(二四五)天子の詔があつて、
洛陽へ遣わしたところ、天子の詔があつて、
黄嬪(魏の黄嬪)が帯方郡經由で倭国に授けられ

うな経過が想察される。
魏志倭人伝等(後述)
次

著に因つて上表し、詔恩を答謝した
後(の)女王は、使者(の)梯傷の従者(の)を倭人(の)の使

洛陽に到り、生口その他多くのものを上献
率善中郎将の印綬を賜つたのであろうと

と考へたい。
大夫伊聲耆掖邪狗等は、魏国の都
大夫伊聲耆掖邪狗等は、魏国の都

追つて詳述するように、
三年間ばかり倭国に逗留し

と解されようか。
この物語では、違つた解釈

かいゆ
後援 前 19斤
3. 52' 所

ういぬの尻 二46~247から
三□天-II-203' せし口の生肌299'
~~たけ~~ 朝日 48P 8~10 由 796'-1/2

名代みなしろ（代理人だいりん）として相応ふさわ

経け
解い
⑦794^{P-1/2}
16行
経け
過か

さらに⑦794^{P-1/2}
⑦3773^P所司
3779^P
さらに⑦794^{P-1/2}
⑦3781^P604^P11/10
795^{P-2/3}

⑦3604^{P-2/3}表
⑦3781^P604^P11/10
795^{P-2/3}

⑦3794^P

と、い、た、こ、と、が、記、さ、れ、て、い、る、(推後)
と、も、あ、れ、(魏志倭人伝 北史等の記事から明
正始八年(二四七)に倭国へやってきた張政は、
年(二四八)ころ卑彌呼が死去し、男王が立ったものの國中服さず
千余人もの戦死者が出るほどの内乱が勃発し、この戦いが
終結して穏やかな時代が到来する迄もの長い年月にわたって
倭国内に逗留し続けていた
と、い、う、こ、と、が、分、か、る、(隋書倭国伝 前半部から、次
③ さ、ら、に、(隋書倭国伝 前半部から、次
の、よ、う、に、想、察、さ、れ、る、(隋の高祖文帝の開皇二十年(推古天皇八
年、西暦六〇〇年)に、倭王多利思比孤(東
の、日、辺、日、本、国、の、等、与、刀、弥、々、大、王、か、遣、わ、し、
た、使、者、は、隋、都、長、安、に、詣、り、朝、貢、し、た、
ま、あ、い、四、年、後、の、六、〇、四、年、頃、等、与、刀、弥、々、大、
王、は、東、西、の、二、朝、を、統、合、す、る、為、自、ら、大、王、の、
位、を、返、上、し、太、子、と、な、れ、る、の、で、あ、ら、う、(第10表参照)
こ、こ、に、高、祖、文、帝、は、返、礼、の、た、め、の、所
司(役人)を、倭国へ派遣し、其の風俗
など、見、た、通、り、の、を、報、告、さ、せ、る、こ、と、に、し、た、
こ、の、所、司、は、開、皇、二、十、年、(六、〇、〇)、も、し
く、は、そ、の、翌、年、(六、〇、一)、倭国へ戻る使者に案内さ

③3795版 ④3803と同反 隋書倭22末

795^P-3/3

大和72171
1874年
異達
ウシ

紀下180
隋書70

7.6.6
猶
尚
1643^P

1120^P
1334^P

③3794^P
④3604-3/3末

所司は、六の一年に來倭し、三年後の六

水て來朝し、
の推古十一年（六〇三）十二月に冠位十二
階が制定された時点迄は、この東海の島に
滞在していたのであろう。
●所司の見聞録と思われる『隋書倭国伝前半部』に
（宮中に奉仕する官吏）
内官に十二等有り、一を大徳と曰ひ、定数
無し。軍尼（國造か）一百二十人有り、猶中国
の牧宰のごとし。八十戸に一伊尼翼（稻置か）
を置く、今の里長の如きなり。十伊尼翼は一
軍尼に属す。
とある。
●また、こう記されている。
「正月一日に至る毎に、必ず射戯・飲酒す。
其の餘の節は略々華と同じ」
とある。
この文は、所司が、複数年にわたって倭国
に逗留したことを思わせる。
その詳細は定かでない
となから

伊尼翼は伊尼翼の誤りであろう

射芸

7/4

紀下190⁸ 孝王 隋 煬帝 1168⁸ 796⁸ 797⁸ 798⁸ 799⁸ 800⁸ 801⁸ 802⁸ 803⁸ 804⁸ 805⁸ 806⁸ 807⁸ 808⁸ 809⁸ 810⁸ 811⁸ 812⁸ 813⁸ 814⁸ 815⁸ 816⁸ 817⁸ 818⁸ 819⁸ 820⁸ 821⁸ 822⁸ 823⁸ 824⁸ 825⁸ 826⁸ 827⁸ 828⁸ 829⁸ 830⁸ 831⁸ 832⁸ 833⁸ 834⁸ 835⁸ 836⁸ 837⁸ 838⁸ 839⁸ 840⁸ 841⁸ 842⁸ 843⁸ 844⁸ 845⁸ 846⁸ 847⁸ 848⁸ 849⁸ 850⁸ 851⁸ 852⁸ 853⁸ 854⁸ 855⁸ 856⁸ 857⁸ 858⁸ 859⁸ 860⁸ 861⁸ 862⁸ 863⁸ 864⁸ 865⁸ 866⁸ 867⁸ 868⁸ 869⁸ 870⁸ 871⁸ 872⁸ 873⁸ 874⁸ 875⁸ 876⁸ 877⁸ 878⁸ 879⁸ 880⁸ 881⁸ 882⁸ 883⁸ 884⁸ 885⁸ 886⁸ 887⁸ 888⁸ 889⁸ 890⁸ 891⁸ 892⁸ 893⁸ 894⁸ 895⁸ 896⁸ 897⁸ 898⁸ 899⁸ 900⁸ 901⁸ 902⁸ 903⁸ 904⁸ 905⁸ 906⁸ 907⁸ 908⁸ 909⁸ 910⁸ 911⁸ 912⁸ 913⁸ 914⁸ 915⁸ 916⁸ 917⁸ 918⁸ 919⁸ 920⁸ 921⁸ 922⁸ 923⁸ 924⁸ 925⁸ 926⁸ 927⁸ 928⁸ 929⁸ 930⁸ 931⁸ 932⁸ 933⁸ 934⁸ 935⁸ 936⁸ 937⁸ 938⁸ 939⁸ 940⁸ 941⁸ 942⁸ 943⁸ 944⁸ 945⁸ 946⁸ 947⁸ 948⁸ 949⁸ 950⁸ 951⁸ 952⁸ 953⁸ 954⁸ 955⁸ 956⁸ 957⁸ 958⁸ 959⁸ 960⁸ 961⁸ 962⁸ 963⁸ 964⁸ 965⁸ 966⁸ 967⁸ 968⁸ 969⁸ 970⁸ 971⁸ 972⁸ 973⁸ 974⁸ 975⁸ 976⁸ 977⁸ 978⁸ 979⁸ 980⁸ 981⁸ 982⁸ 983⁸ 984⁸ 985⁸ 986⁸ 987⁸ 988⁸ 989⁸ 990⁸ 991⁸ 992⁸ 993⁸ 994⁸ 995⁸ 996⁸ 997⁸ 998⁸ 999⁸ 1000⁸

隋書卷74 3行
紀 200? 推古 1599? 西州 266?
隋書卷74 3行 推古 1599? 西州 266?

796^P - 7/2

たぐ 直ちに 1374^P 賓客 1908^P 紀下 192?

というのである。「隋書倭国伝」。「日本書

紀」に推古十六年条参照

へ隋の煬帝の使者裴世清は、大業四年（推

古十六年）に来朝し、同年罷り帰った

という事とが述べられていて、裴世清が我

国に留まっていた期間は極めて短いといえる。

すなわち、

賓客を長期間逗留させるという風習

なかつたようにみえる。

— 1 —

更には、聖徳太子と裴世清との間に、激しい

対立があったようである。この為、聖徳太子

は、裴世清らを日本に長期間滞在させず、こ

れを好まず、直ちに隋へ送りかえされた

と理解される。

● 隋の使者は、そのいきさつについて、簡単に、

大業三年（推古十五年）西暦六〇七年、隋へ使者を遣はした。使者は、

裴世清の天子、書を日没する處の天

子に致す、恙無きや、

と挨拶された。使者は、隋王へ送った国書

大業三年（六〇七）

796^{1/2} 中

など

（

仮授 教習 50 7行
仮授 (小冊)
仮授 (小冊)

797

795-2/3 2行
3952 P
天つき
796-1/2 9行
はやはや 早く 1821

HL

いたので、聖徳太子は、隋からの使者である
裴世清を賞でなかつた、というのである。
そこで聖徳太子は、裴世清を日本に長逗留
させず、早々と帰国の途につかせになつた
のであろう。と推察される。(詳細について
は、第七十四章において述べたい。
*
ともあれ、この物語では、
(1) 我国が朝貢の労をとつたことに対する答礼と
して、中国の朝廷が詔書・印綬・軍旗(黄幢)
国書などを下賜しようとする。場合
中国の天子は、重々しく、使者を遣わした。
(2) 中国からの使者は、我国からの朝貢の使
者に案内されて来朝し、仮授(下賜)の儀を
とり行つた。
(3) 我国の朝廷は、中国の使者を、よほ
どのくともない限り、数年間の長きにわた
って引き留め、歓待した。
(4) そして、中国からの使者が帰国する際には、
倭国は再び使者を遣わして同行させ、送り還

順 14行

たふとりのやう

大和逗留 ② 長逗留

798⁰

米

した。
 (5) 今のとき、倭国から遣わされた使者は、
 今ふたたび中国の朝廷を訪ねて、朝貢を行
 った。
 と考えてみることにしたい。
 参考
 316, 317
 さくら

後漢書 卷八十五 52

明帝 永平 819 楚 688

大夫 92 64 92 64 805 2/2 57 漢 482 前 50 8 楚 1135

そそう 粗相 1307 あやまち 799 P

元 258

元 1249 元 499

元 1693

799 P

■なるほど定かでないが、このような幾つかの事例もに類推すると、

①建武中元二年(五七)に倭奴国が奉貢朝賀したその返礼として報いるに当り、

後漢初代の光武帝(五年即位し五十七年二月崩)もしくは

第二代の明帝(五十七年二月即位し七十五)は、

漢帝国の威信を保つためにも、使者を遣わし、倭国の口大夫らを案内として倭国へ赴かせた。

②その使者は、後漢の天子が賜うた口詔書、その他、物々奉じて、倭国の都へ詣り、

倭王に拜假し、并びは詔を齎らして、種々のものを贈物として賜わった。

と見るのが妥当であろう、と思われる。

■一方、後漢からの使者達を迎えた倭国では、

客人の機嫌をそこねるような粗相があつてはならない。とばかりに大いに気をつかい、下にも置かない。接待の宴を設け、日毎夜毎、趣向をこらしての

遠来の客を早く帰してしまふ。ということは、倭人社会では失礼極まりない行為だと見做されていたのかも知れない。

H30(2018)1.20(土)~1.23(日)

正 H7.9.30(土)⑥
H18(2006)7.8(土)

いきさつ
経済 98

800P

渡来 1622P

⑧805¹/₂1年61年

HV

トル

ちゅうまかん

顔行

1582

という長きにわたって倭国に逗留し続けたの
であらう。と観察される。

詳述する

あるいは、追って求むるように、

倭の奴国が後漢に朝貢した五七年の翌年

の五八年に倭国渡来した後漢からの使者達

は、三年後の六一年、日田

道間守に送られて帰国した。

のかも知れない。

＊

では次に、田道間守が常世国へ遣わされる

ことになった経緯について述べることにしよう。

と観察されるところを述べてみよう。

＊